

# 第1章

## 計画の基本的事項

---

# 1 計画の基本的事項

## (1) 計画の目的

平成10(1998)年9月に制定した「多摩市環境基本条例」は、「市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること」を目指しています。

本計画は、この環境基本条例の主旨に則り、これまでの取組成果や、社会・経済・自然環境等の状況変化を踏まえ、良好な環境の確保に向けて、環境の保全、回復及び創出(以下、「環境の保全等」といいます。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本理念及び目標、施策の方向、配慮指針を示すものです。

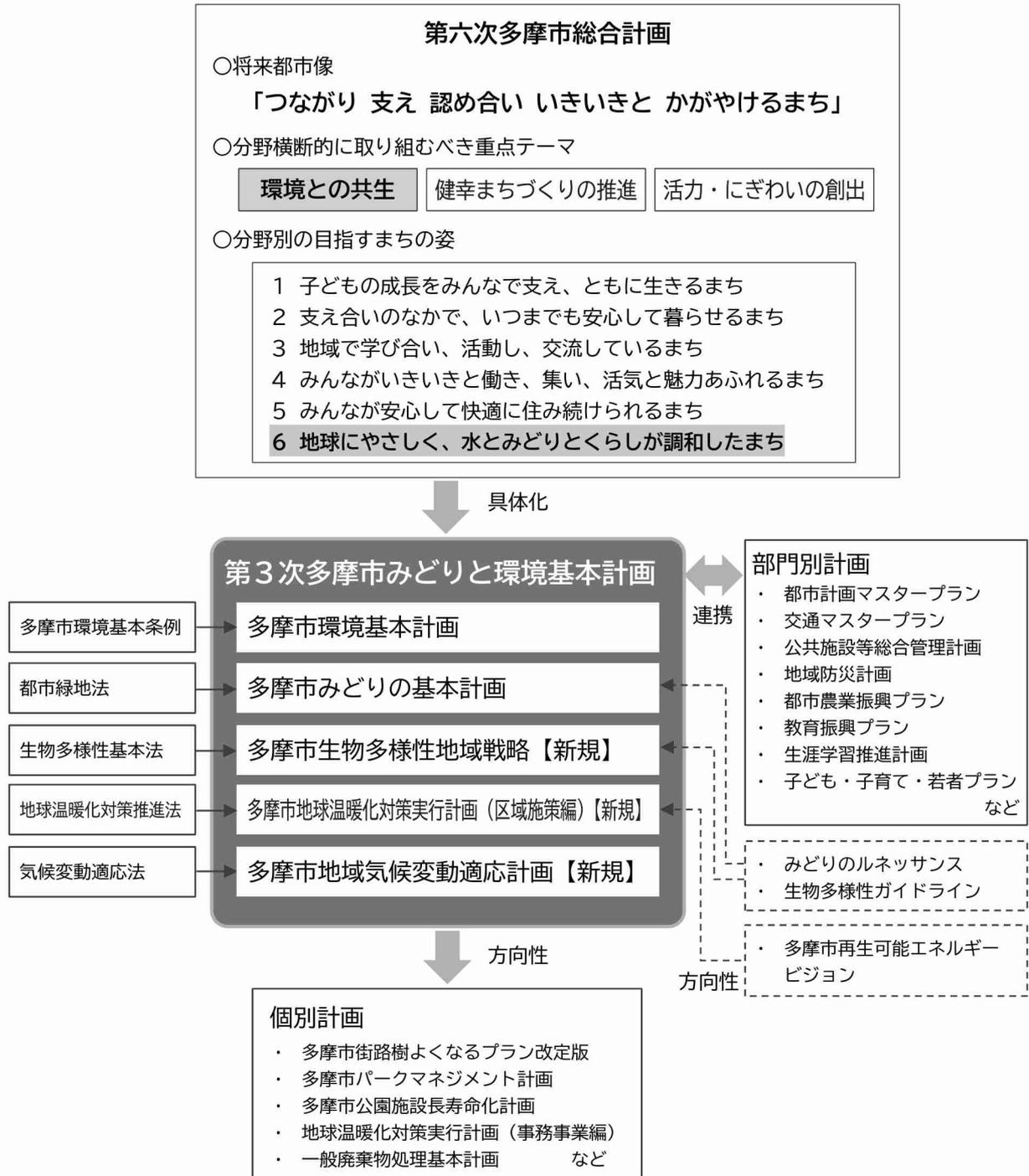
## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「多摩市環境基本条例」第8条に基づき策定する計画であり、「多摩市総合計画」の下位計画として、多摩市の環境の維持向上を推進する上で、最も基本となる計画です。

また、「多摩市環境基本計画」及び「多摩しみどりの基本計画」をはじめ、新たに「多摩市生物多様性地域戦略」、「多摩市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」並びに「多摩市地域気候変動適応計画」を策定し、これらの5本の計画を一体的に包含します。

さらに、市民、事業者、市民団体等及び市の各主体がそれぞれの立場や考えに応じ、環境保全等に取り組むことができるよう、環境配慮指針となるものです。

●計画の位置づけ



●包含する各計画の該当部分と根拠法の規定

包含する計画	本計画の該当部分※	根拠法の規定
多摩市環境基本計画	全体	多摩市環境基本条例（第8条）に基づく環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画
多摩しみどりの基本計画	重点戦略（着眼点2・5）、取組方針A・B・C・J・K	都市緑地法（第4条）に基づく都市の緑の適正な保全及び緑化に関する計画
多摩市生物多様性地域戦略	重点戦略（着眼点2・5）、取組方針A・B・C・J・K	生物多様性基本法（第13条）に基づく区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
多摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	重点戦略（着眼点1～5）、取組方針G・H・J・K	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）（第21条）に基づく区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画
多摩市地域気候変動適応計画	重点戦略（着眼点1）、取組方針F・J・K	気候変動適応法（第12条）に基づく区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画

※重点戦略（着眼点）は第4章、取組方針は第5章に記載

### (3) 計画の期間

本計画は、21世紀半ば（令和32〔2050〕年度）を展望し、令和6（2024）～15（2033）年度までの10年間を計画期間とします。

### (4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、私たちを取り巻く様々な環境を捉え、とりわけ危機的な状況を踏まえ気候危機への対策も含めて、総合的に取り組んでいくこととします。

【自然環境分野】みどり<sup>1</sup>、水辺環境、生物多様性

【生活環境分野】生活環境、まち美化、景観、気候変動への適応<sup>2</sup>

【地球環境分野】エネルギー、脱炭素社会、資源循環

【環境活動分野】ESD<sup>3</sup>（持続可能な開発のための教育）、環境情報、市民協働

<sup>1</sup> みどり：本計画では、「みどり」を単に樹林・樹木・生垣・草花といった植物ばかりでなく、公園、河川、農地、街路樹や、動植物の生息生育環境全般のほか、学校や民有地の緑地や屋上緑化などの施設緑化も含んでおり、都市景観を構成する自然として捉えています。

<sup>2</sup> 気候変動への適応：既に現れている影響や将来避けることのできない影響による被害の防止・軽減を図る「適応策」を実施していくこと。

<sup>3</sup> ESD：Education for Sustainable Developmentの略。

## (5) 計画の推進主体

本計画の推進主体は、「多摩市環境基本条例」の基本理念に示すとおり「すべての者の積極的な取組みと相互の協力」が必要であることから、多摩市内で生活・活動する人や団体である「市民\*」、「市民団体等」、「事業者」、及び行政「市」とします。

※「市民」とは、「多摩市自治基本条例」第3条に定義しているとおり、市内に居住する方だけではなく、働く方、学ぶ方、事業を営む方、活動する方を含んでいます。

### ●計画を推進する各主体の役割

#### 市民

- ・ 気候危機やみどり・生物多様性の問題、自身の生活が環境に負荷を与えていることを“当事者”として意識し、関心を持つこと
- ・ 日常生活において、環境への負荷の低減に努め、気候危機への対策や自然環境の適正な保全等の行動を実践するよう努めること
- ・ 市や事業者、市民団体等と協働して環境の保全等に努めること

#### 市民団体等

- ・ 気候危機への対策や自然環境等の環境の保全等に向けて、組織力等を活かし、行政や市民、事業者との連携を図りながら、様々な取組みを進めていくこと
- ・ 世代間、地域間、主体間、団体間などをつなぎ、調整役として活動すること

### 計画の推進主体

#### 事業者

- ・ 事業活動を行うにあたって、環境負荷の低減に努め、気候危機への対策や自然環境の適正な保全等のため必要な措置を講じること
- ・ 事業活動に関わる製品その他のものが使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めること
- ・ 市や市民、市民団体等と協働して環境の保全等に努めること

#### 市

- ・ 気候危機への対策や自然環境等の環境の保全等に関わる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施すること
- ・ 市民、事業者の環境の保全等に関する自発的取組みや行動変容を促すよう、情報提供などの必要な支援を行うこと
- ・ 市民及び事業者、市民団体等と協働して、さらには国、都、周辺自治体などと連携し、環境の保全等に関する施策を推進していくこと
- ・ 一事業者として、市庁舎や公共施設等において環境への負荷の低減等に積極的に取り組んでいくこと

## (6) 協働による計画の進行管理

地域の多様なニーズや課題に対応し、気候危機への対策をはじめとする環境に関する施策を具体化し、着実に進めていくためには、市民、事業者、市民団体等及び市による協働が不可欠です。

本計画の施策を効果的に進めていくために、PDCA サイクルを活用し、協働のもとで計画の進行管理を行うこととします。

### ●PDCA サイクルを活用した継続的改善

